

令和7年度
秋田市木造住宅耐震改修等補助事業

耐震改修

耐震改修設計に要する費用の2/3
および耐震改修工事(建替工事を除く。)
に要する費用の23%を合わせた額

上限
50万円

耐震診断の結果「倒壊する可能性がある・高い」と診断された木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します。 ※耐震改修設計のみの補助は行っておりません。

申込期間

令和7年5月19日～令和7年12月19日まで

※募集戸数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切ることがあります。

対象住宅

- ・秋田市内に存すること。
- ・**昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であること。**
- ・増築がある場合には、対象要件あり。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- ・過去に耐震改修設計又は耐震改修工事を行っていないこと。

募集戸数

2件



対象者

- ・一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づく耐震診断の結果、**上部構造評点が1.0未満**の対象住宅を所有していること。
- ・耐震診断士の所属する建築士事務所等と耐震改修設計の契約を締結する者であること。
(耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。)
- ・耐震改修工事を実施する者で、過去に補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・対象住宅を所有(共有を含む。)する個人で、本市の市税を滞納していないこと。
- ・原則として、交付申請書の提出日の属する年度の3月19日までに完了するものであること。

耐震改修設計について

- ・耐震診断の結果に基づき、**耐震化の目標値(上部構造評価1.0以上にする。)**を定め、その改修工事に必要な設計図等を作成します。

※耐震改修設計を依頼(契約)する際は、その設計費と改修工事費を必ず確認してください。

耐震改修工事について

- ・耐震改修設計に基づき、地震に対して安全な構造とするための改修工事を行います。

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

【問合せ・受付窓口】

秋田市都市整備部 建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 FAX 018-888-5763

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしていません。

耐震改修工事の流れ



※1 「耐震改修等事業承認通知書」を受け取った後でなければ、耐震改修設計の契約はできません。

※2 「耐震改修等補助金交付決定通知書」を受け取った後でなければ、耐震改修工事の契約はできません。

申請に必要な書類

申込書等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードすることができます。

事業承認申請と補助金交付申請の2段階の申込みが必要です。

事業承認申請書類			
☐	耐震改修等補助事業承認申請書【様式第1号】		
☐	住宅の付近見取図(地図)		
☐	住宅の着工時期および所有者が確認できる書類 (納税通知書、固定資産税課税台帳兼名寄帳(最新年度のもの)、建築確認通知書、検査済証、 登記事項証明書等の写し)		
☐	納税証明書 (市税に未納がない証明書 最新年度)	または ☐	市税納付に関する調査同意書 【様式第2号】
☐	耐震診断結果報告書の写し		
☐	耐震改修設計に要する費用の見積書の写し(耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。)		
☐	その他市長が必要と認める書類		
☐	委任状【参考様式】 ※本人以外が提出の場合、委任状が必要です。		

補助金交付申請書類			
☐	耐震改修等補助金交付申請書【様式第8号】		
☐	耐震改修設計の実施に関する契約書の写し(耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。)		
☐	耐震改修設計に要した費用の請求書の写し(耐震改修設計を補助金の対象とする場合に限る。)		
☐	耐震改修計画書の写し (改修後の計画を一般診断法で評価したもので、耐震診断士が作成したものに限る。)		
☐	耐震改修工事を行うために必要な図面(耐震診断士が作成したものに限る。) 【耐震改修工事概要書、配置図、改修前・改修後の平面図、補強詳細図(壁仕様、金物、雑詳細図)等】		
☐	耐震改修工事に要する費用の見積書の写し		
☐	その他市長が必要と認める書類		

税制上の特例措置

耐震改修工事を行った場合、税制上(所得税・固定資産税)の特例措置を受けられる場合があります。